

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月21日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 仲間 政勝

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度建築施設点検業務（那覇空港事務所外1官署）
（電子入札及び電子契約対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に基づく点検業務及び官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第12条第1項及び第2項に基づく、以下の建築施設点検業務を行うものである。

点検業務の内容

- ①点検対象建物の把握
- ②建物点検業務として現地点検の実施、不具合箇所とその対処方法の整理等
- ③業務報告書作成

履行場所及び点検対象施設

- ① 那覇空港事務所
 - ① 第2庁舎：那覇市（那覇空港内）
 - ② 電源局舎：那覇市（那覇空港内）
 - ③ 灯器洗浄車庫：那覇市（那覇空港内）
 - ④ 消防車庫：那覇市（那覇空港内）
 - ⑤ 台風時避難用エプロン上屋：那覇市（那覇空港内）
 - ⑥ 立体駐車場（北棟）：那覇市（那覇空港内）
 - ⑦ 立体駐車場（南棟）：那覇市（那覇空港内）
 - ⑧ 連絡通路（北棟）：那覇市（那覇空港内）
 - ⑨ 連絡通路（南棟）：那覇市（那覇空港内）
 - ⑩ 立体連絡通路（南北立駐間）：那覇市（那覇空港内）
 - ⑪ 八重岳無線中継局舎：沖縄県国頭郡本部町
 - ⑫ 八重岳ARSR局舎：沖縄県国頭郡本部町

- ⑬ 糸満宿舎A棟：沖縄県糸満市西崎町
- ⑭ 糸満宿舎B棟：沖縄県糸満市西崎町
- ⑮ 糸満宿舎C棟：沖縄県糸満市西崎町
- ② 石垣空港出張所
 - ⑯ RCAG局舎：沖縄県石垣市つから岳
 - ⑰ 空港新庁舎：沖縄県石垣市盛山
 - ⑱ TSR/TX局舎：沖縄県石垣市字白保

- (3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和9年1月29日まで
- (4) 本業務は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付け国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。なお、詳細は特記仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時までに令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、(3)の再認定を受けている者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については、入札公告：別添1を参照。）。
- (9) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局 別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合）
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表1のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表1のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、2. (3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。

競争参加資格要件事項
件名：令和 8 年度建築施設点検業務（那覇空港事務所外 1 官署）
入札公告 2. (8) の「予決令第 73 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
(1) 建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。 (2) 企業の業務実績 平成 28 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請けとして完了した、下記の要件を全て満たす点検業務の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。 なお、当該業務実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した業務で業務成績評定が通知されている場合は、業務成績評定の評定点が 60 点未満であるものを除く。 【業務実績】 1) 内容：以下、①～④のいずれかの業務 ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検業務 ② 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく点検業務 ③ 建築物全般（外壁、屋根、内装、構造、設備）の老朽化調査業務 ④ 建築物の現況調査を含む耐震診断調査業務 2) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうちいずれか 3) 規模：延床面積 200 m²以上 (3) 配置予定管理技術者の資格等 次に掲げる要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。 1) 建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有する者であること。 2) (2) に掲げる業務の経験を有する者であること。 なお、企業の業務実績と同一の業務である必要はない。 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 (4) 配置予定業務担当者の資格等 次に掲げる要件を満たす業務担当者を本業務に配置できること。 1) 一級建築士、二級建築士又は法定講習の修了者で国土交通大臣から以下の資格者証の交付を受けた者であること。なお、以下の資格者証の交付を受けた者は点検範囲が限定されることから、各点検範囲の業務担当者を配置すること。

- ・ 特定建築物調査員（建築物の敷地及び構造等の点検）
- ・ 昇降機等検査員（昇降機等の点検）
- ・ 建築設備検査員（昇降機以外の建築設備の点検）
- ・ 防火設備検査員（防火設備の点検）

2) (2) に掲げる業務の経験を有する者であること。

なお、企業の業務実績と同一の業務である必要はない。

3) 競争入札に参加しようとする者又はその協力事務所との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(5) 業務実施体制に関する要件

1) 業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。）を再委託しないこと。

2) 入札参加希望者又は協力事務所が、他の入札参加希望者の協力事務所となっていないこと。

3) 再委託先である協力事務所が大阪航空局の一般（指名）競争参加資格者「建設コンサルタント」である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。

(6) 那覇空港事務所及び大阪航空局が発注した建設コンサルタント業務で、令和 6 年 4 月 1 日から公告日までの間に完了した建築施設を対象とする点検業務のうち、業務成績評価が通知されている業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評価の平均が 60 点以上であること。

(入札公告) 別表 1 入札手続きに係る日程等

件名 : 令和8年度建築施設点検業務(那覇空港事務所外1官署)

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒901-0143 沖縄県那覇市字安次嶺531-3 那覇空港事務所統合庁舎6階 那覇空港事務所 総務部 会計課 調達係 電話番号 098-859-5106	3. (1)
入札説明書の交付 期間及び方法	交付期間	令和8年7月21日 09時00分～ 令和8年8月14日 17時00分まで	3. (3)
	交付方法	1) 電子調達システムにより交付する。 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出 期間、場所及び 方法	提出期間	令和8年7月21日 ～ 令和8年8月17日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。 ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。	
入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法	入札日時 (電子調達システム)	令和8年9月10日 (09時00分から17時00分までの間。)	3. (5)
	入札日時 (紙入札)	令和8年9月10日 (09時00分から開札日時までの間。)	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、開札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和8年9月11日 10時00分	
	開札場所	那覇空港事務所統合庁舎 2階 入札室	